

IV 法第 34 条第 1 号該当の店舗等について

1. 「その周辺の市街化調整区域に居住している者」とは？

当該開発区域と同一の「大字」に居住している者又はかつて居住していた者です。

ただし、大字が違っていても、当該開発区域と同一の既存の集落内又は既存の集落に連たんした場所に居住している等の場合もケース・バイ・ケースで認めています。

2. 「同種の業を営んでいる者」とは？

(1) 「同種の業」とは、総務省「日本産業分類」における「小分類」が同じであることを指します。

(2) 「営んでいる者」とは、店舗等を自らが経営している者であり、「営んでいる者」に該当するかどうかは、経営している店舗等の資料や現地調査等で確認しています。

3. 法令によって許認可申請や資格・免許等の取得が義務付けられている業について

このような場合は、従来から、許認可等が適正に行われる見込みがあるか、建築主（経営者）若しくは従業員に資格・免許等があるか等を確認しています。例えば、次のような業種については、許可申請書に免許・資格等を証する書類の添付が求められます。

(1) 美容院、理髪店等・・・美容師免許又は理容師免許の写しの添付

(2) 薬局・・・薬剤師免許の写しの添付

(3) 自動車整備業・・・道路運送車両法第 78 条の認証が得られる見込みを証する書類の添付

4. 1 号店舗の「用途の変更」について

既存の 1 号店舗が業種を変更する場合、総務省「産業分類表」の「中分類」内での変更は、「用途の変更」の許可申請は不要です。